

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成18年6月30日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第3条第18項中「，新中央図書館建設構想推進室長」を削る。

別表課長（体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習課長等を除く。），教育環境整備室長，スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室長，下京中学校教育企画推進室長，工業高校改革推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，教員養成支援室長，地域教育専門主事室長，情報化推進総合センター所長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センター下京中学校開設準備室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長，新中央図書館建設構想推進室長，右京中央図書館開設準備室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の館長の項中「生涯学習課長等」を「生涯学習推進課長等」に改め，「，新中央図書館建設構想推進室長」を削り，同項中第8号を第9号とし，第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 所属の臨時的任用職員の扶養親族，通勤手当及び住居手当の認定に関すること。

別表教職員給与課長の項第2号中「教育機関」の右に「(学校及び幼稚園を除く。)」を加え，「，嘱託員及び臨時的任用職員」を「及び嘱託員」に改める。

別表体育健康教育室の子ども安全課長等の項中第8号を第9号とし，第5号から第7号までを1号

ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 補佐職員（臨時的任用職員に限る。）の扶養親族，通勤手当及び住居手当の認定に関する事。

別表生涯学習部の生涯学習推進課長等の項中第9号を第10号とし，第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 補佐職員（臨時的任用職員に限る。）の扶養親族，通勤手当及び住居手当の認定に関する事。

附 則

この訓令は，平成18年7月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）